平成２８年（フ）第３０号
秋田県横手市大屋新町字中野117番地52
債務者　阿部　礼子（旧姓池邊）
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第７２号
北海道北斗市七重浜４丁目37番34―203号
債務者　吉井　智美
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１７号
山口県周南市大内町３―20英雄海運徳山社宅Ａ　104号室、住民票上の住所山口県岩国市御庄５丁目106番地３
債務者　笠原　　学
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第１６号
愛知県岡崎市藤川荒古２丁目７番地３　アーバン藤川Ⅱ201、前住所愛知県岡崎市藤川荒古２丁目７番地３　アーバン藤川Ⅱ205
債務者　井伊　　通
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第５３８６号
大阪市港区弁天４丁目５番28号　Ｉ’ｓシェトワ403号
債務者　富永　晃一
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６９３号
大阪府東大阪市渋川町３丁目４番17号　グリーンハイツ静和　305号
債務者　南村　三起
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８２０号
大阪市中央区日本橋２丁目14番５―604号
債務者　和田　智希
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８９６号
大阪府守口市金田町１丁目59番12―203号
債務者　伊藤美由紀（旧姓岩井）
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４４２号
大阪市住吉区庭井１丁目14番21号、前住所大阪市東住吉区矢田３丁目９番13号
債務者　家財　洋子
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５５４号
大阪市生野区新今里１丁目８番11号
債務者　徳山信男こと　洪　　信男
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６１８号
大阪府東大阪市上小阪３丁目５番４―908号
債務者　田中　博之
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６６８号
大阪市北区天満３丁目２番２号　シャンブルドウ天満橋　303号室
債務者　寺田千賀子
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１０号
埼玉県川越市南台３丁目８番地１（メゾンドム南大塚113号室）
債務者　荒関　裕也
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１５２号
埼玉県富士見市鶴瀬西２丁目７番１―804号、前住所埼玉県富士見市鶴瀬東２丁目19番６―102号
債務者　日極　勝則
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１５３号
埼玉県富士見市鶴瀬西２丁目７番１―804号、前住所埼玉県富士見市鶴瀬東２丁目19番６―102号
債務者　日極　博子
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１６０号
埼玉県川越市大字砂久保83番地２（エピナールイースト103号室）
債務者　坂本　美穂
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１７２号
埼玉県ふじみ野市上福岡５丁目５番７号　スカイフラットＡ201
債務者　駒嶺　洋一
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部